

平成 16 年度 第 8 回 規制改革・民間開放推進会議

会議終了後記者会見録

日時：平成 16 年 12 月 6 日（月）11:47 ~ 12:07

場所：永田町合同庁舎第 4 会議室

司会 お待たせいたしました。それでは、ただいまから、第 8 回「規制改革・民間開放推進会議」の記者会見を開催いたします。

それでは、議長、よろしくお願いいたします。

宮内議長 お待たせいたしました。只今、第 8 回の会議が終了いたしまして、その内容につきまして御紹介申し上げます。

まず、本日は公開部分と非公開部分の 2 つにさせていただきました。非公開にさせていただきました理由は、年末の答申に向けまして、各テーマにつきまして、関係省庁とこれから折衝を始めます。その折衝を始めるに際しまして、私どもの考え方を各省庁にぶつける案文を担当委員から紹介していただき、それに対する意見交換を行いました。そして、今日の意見交換を踏まえ、こちらから提出する最終的な案文を概ね決めさせていただくためです。

したがって、各省庁との折衝の当方の考え方というものの最終的なペーパーでございますので、この時点でもし公表いたしますと、私どもにとりましてプラスになる面はほとんどないのではないかというようなことで、大変申し訳ございませんが、公表を控えさせていただきました。いずれにいたしましても、すべての内容について検討いたしまして、本日は意見交換がございましたので、少し手直しをする部分もございます。そういうものを手直しいたしまして、今日、明日中に関係省庁にぶつけて折衝をするということが決まりました。

公開部分につきましては、村上大臣からご挨拶がございましたように、年末の答申作成の段階で、各省幹部と委員との議論で論点というものは整理されてきました。これがどこで妥協といいますか、決定されるかということはこれからだということでございます。

非常に大きなテーマとなっているものにつきましては、明日、村上大臣、当会議の議長である私と、議長代理の鈴木さん、総括主査でございます八代さん、草刈さん、4 名のメンバーが、大きなテーマ、言うならば一番意見が合わない部分であるかもわかりませんが、「市場化テスト」の対象になっております社会保険とハローワーク、それから個別具体的な事項として「いわゆる混合診療の解禁」等につきまして、ミニ本部と言いますか、大臣折衝を行うということになっております。

その他の案件につきましては只今申し上げましたように、中身の御紹介を控えさせていただきますと思います。

なお、お手元に資料が1つございます。現在、文部科学省で検討されております、義務教育改革でございますけれども、私どもといたしましては、その改革の方向につきまして提言を申し上げたいということで、当会議といたしましては初めてでございますけれども、お手元にお配りしたような緊急提言をつくらせていただきました。

この内容につきましては、教育WGの主査をしておられます白石委員に来ていただいておりますので、後ほどコメントをしていただきたいと思います。基本的には私どもの会議というのは、既にでき上がっている規制とか制度というものを、より新しい方向と言いますか、民間の活力を持ち込むという方向で動かそうというのが目的でございます。けれども、出来上がった規制とか制度を変えるというのは大変エネルギーが要るわけでございます。

今回は初めての試みでございますが、これからできがりつつあるというのが私どもの考えている改革の方向と違う場合には、そのできがりつつあるものについて再検討していただくということも重要ではないかということで、この緊急提言について委員の皆様のご了解を得まして、発表させていただくということになったわけでございます。

それでは、この点につきまして、白石委員から御説明をお願いしたいと思います。

白石委員 ありがとうございます。簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

今、宮内議長から御案内ございましたように、8月10日に文部科学省から義務教育の改革案が発表されましたが、この内容につきましては、当会議の考え方と大きく異なっていると云わざるを得ないと思います。

経団連が指摘しておりますように、戦後の教育行政は非常に均質化しております。個性や能力を無視したものになっていたり、教育内容の均質化を招いております。この多様で、しかも変化の激しい時代には社会に通用しなくなっているということが現状でございます。こうした均質性・同質性から教育をいち早く転換させるということが、日本社会に課せられた大命題でございます。

こうした中、8月10日に出されました文部科学省の義務教育改革案は、教育現場の実態とか、十分な効果の検証を経ないまま、性急な法制化を含めた検討に移りつつあると思います。緊急に正すべき点を申し上げ、修正を求めたいというように申し上げたいと思います。

簡単に、ポイントだけ御報告させていただきたいと思います。

1点目は、教員養成のための専門職大学院が設置されようとしております。

今、父母や児童の多くの教師への不信感というものは、教員の人格・指導力に対する不信感でございます。教員の学歴に対する不信感ではないということでございます。大学院を出た先生が、果たしてよい先生なのか。

なぜ、大学院をつくるのかということをお尋ねしましたら、現在の教育カリキュラムの中では現場実習が非常に希薄である。大学院を設置することによって、現場実習に力を入れていくということでございましたが、それであれば、現在の4年制の

教員養成課程の中で現場実習に比重を置けばいいわけでございます。こうした大学院制度を設けていくということは、本来、適切な資質を有した者をかえって排除する悪しき参入障壁になりかねないというように思います。

2点目は、教員免許更新制度の導入でございます。これは、免許の強化につながるものであって、極めて重大な問題を抱えているというふうに思います。

簡単に申し上げますならば、不適格教員を排除する一方、すぐれた先生たちを現場に登用していった活躍の場を一層拡大していく、これが求められているわけでございます。教員資格は持たないけれども、ニーズというか、多くの父母たちがニーズを求めていることに関して、多様な立場の人に教育現場に参入してほしい。これが世論の求めではないかと思えます。

教員免許というのは、教師になる上でのミニマム部分の要件を求めたものであり、これを持っていることがイコール教師万能論ではないわけでございます。こうしたミニマム部分の資質を更新することに対する効果、更に、これに対するコストが論じられないままにこれが導入されるのは、極めて危険ではないかというように思います。これをやることによって、多様な社会人の任用に対して抑制的に機能していくというように考えております。

3点目でございますけれども、学校長の権限強化でございます。これは何年も前から議論されていることでございます。

当会議は、学校長に権限移譲するためには、成果について父母や児童がきちんと評価し、もし、それが父母や児童の期待に応えられないのであれば、厳重な責任をとらせる仕組みが伴わなければならないというように考えております。

細かな内容についてはそこにお示ししたとおりでございますが、こうした責任を伴わない制度については、現場でモラルハザードが起こり得ないというように思います。

4点目に書かせていただいた、教育バウチャーに関しましては、また後ほど発表されます答申の中にも入ってくると思いますので、ここでは割愛させていただきたいと思えます。

このほかに、この案文作成には専門委員の福井委員にも御尽力いただいておりますので、補足がございましたら、福井専門委員からお願いしたいと思えます。

福井専門委員 今、白石主査が申し上げたとおりでございますが、新たに、むしろ、教員の資質を高めるためのはずの教育改革がかえって資質を低下させたり、創意工夫を阻むことになることがないように、こういった制度についてよく見守っていく必要があると考えております。

司会 それでは、御質問を受け付けます。よろしく願いいたします。

それでは、御質問のある方はどうぞ。

記者

明日行われる大臣折衝なんですけれども、テーマとなる「市場化テスト」と「混合診療」を、今、挙げておられましたけれども、それ以外に何かございますか。

宮内議長 今のところは、混合診療の延長線上という意味で、中央社会保険医療協議会

(中医協)の問題も入るんだろうと思います。その程度でございまして、その他のテーマについては、各省庁との折衝をこれからやっていきまして、どうしても大臣レベルの折衝に持ってこなければならぬというテーマが出てくれば、新たに加えるということになると思います。

記者

その折衝に関連して、「市場化テスト」では社会保険庁が既に強制徴収とか支給の審査なんかを除いた部分について「市場化テスト」にかけてもいいというような案を出しているんですが、これに対する評価はいかがでしょうか。

宮内議長 これは、八代総括主査からお願いします。

八代総括主査 まだ交渉中ですので、今、おっしゃったような内容は必ずしも我々は確認しておりませんので、コメントは差し控えさせていただければと思います。

記者 業務の横割りと、特定の事業所単位で公設民営とか、どちらも一応主張の中に入っていますけれども、そういう意味でいうと、コア業務を除いた部分という提案が仮にあったとしたら、評価というのはできるのでしょうか。

八代総括主査 それはそれで評価できても、問題は何がコア業務かという概念がかなり違ってきますので、その点はまさに、今後の交渉次第と考えております。

司会 ほかに、御質問ございませんか。

記者

そのミニ本部には、総理の出席というのはあるのでしょうか。

宮内議長 明日は、予定されていないと思います。

記者

今日、一部報道で答申案の原案というものが報道されていましたが、基本的にあれを基に各省と折衝に臨まれるのでしょうか。

宮内議長 本日、原案について議論いたしました。そしていろんな意見が出まして、本日の原案を更に修正いたしまして、それを出すということでございますので、まだ今の段階ではできていないということです。

記者 あれの中身を見ると、基本的に、この前、11月22日に配られた基本方針とほぼ同じかなと思うのですが、実際、それを基に交渉ということになるのでしょうか。

宮内議長 交渉というのは、当会議の最終的な答申に、非常に個別具体的に項目をできるだけ絞り、そして、それをどのようにするかということについて、また個別具体的に、どこまで書き込めるかという交渉になります。例えば、混合診療についての答申が「今後検討する」ということだったら、成果はゼロなんです。

だから、混合診療の、例えばどの部分について、何年中に前向きに検討して、前向きな結論を出すとか、そこをどこまで書き込めるかとか、最後の句読点とか、「等」を付けるか付けないかとか、そういうものすごい細かいことになります。したがって、項目を出したのと、最後の成果という意味では、本当に文章のぎりぎりのところを読んでいただかな

いと、どこまでやったかということにはなかなかつながらないわけです。そうした作業を、これからやるということです。

記者 最終的には、いつごろ決定なんですか。

宮内議長 本件につきましては、少し例年より遅くなりますけれども、12月下旬に総理に答申という形で出させていただくというのを目的にしております。

記者 これから、一日、二日で各省に投げかけて少しずつ詰められていくということなのですけれども、これまで、会議の方々がやってこられた各省に投げかけられたときというのは、ホームページにどういうことを投げかけましたということが公開されてきたと思うのですが、今回の交渉でもそのような手法をとられるのでしょうか。

河野室長 「もみじ月間」とか、そういうものについてはホームページ上で公開してやっていますけれども、案文の調整につきましては、各省との状況については逐一公表しない形で進めさせていただいております。

記者

今のところに関係するのですが、今後どのような情報の公開をされるのかということと、最終的になかなか厚生労働省などと隔たりが大きいと思うのです。思想が大分違うと思いますので、最終的に折衝でうまくいかなかった場合ということが想定されると思うのですが、そこはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

宮内議長 余り負け戦のことは考えないで、何とか我々の考え方を、例えば大臣折衝の事項であれば、どのように説得していくかという作戦でございまして、まだそこまで、どうするかということは何とも申し上げられません。

過去の例では、この折衝の内容というのは刻々と変わるということ。それから、非常に大きな決定というのは締め日といいますか、そのぎりぎり、夜中とか朝方とかそういう時間に決まることになりますので、途中経過というのは公表するのは大変難しいものだというのを是非、御理解いただきたいと思います。

意見が対立して全然動かないということになりましたら、これは自然におわかりいただけることになると思います。

記者

基本的なことで恐縮なのですが、答申のイメージですが、通常、私どもが考える審議会の答申だと、いわゆるあるべき姿みたいなものを提案して、実現するかどうかはまた別の問題というようなイメージがあるのですが、今回の答申では、ある程度、実現性のあるものというか、実現するという担保の取れたものというか、そういうものを答申に盛り込みたいということになるのでしょうか。

宮内議長 あるべき姿を言うということも必要だと思いますけれども、当会議の目的は、規制を改革する、動かすということでございます。イメージとしましては、私どもの考え方を総論に述べさせていただきまして、そして、各論につきましては、私どもは今年取り上げたいと思っている項目、特に、この年末の答申におきましては重要検討項目と考えら

れておりますものにつきまして、どこまで各省庁と合意ができたかという、実現可能性のある形で盛り込みます。そのために、省庁折衝をやっていくわけですから、何々の件についてはこういう形で、いついつまでに実行するという形のものをつくりたいと考えています。

勿論、全然だめな部分もあるわけです。そういう部分につきましては、私どもとしましては、もうそれでだめになったとは考えないで、また次回以降というような形で締めくくるといったような場合もあるわけでありまして、私どもの答申というものにつきましては、内閣がこれを最大限尊重するという担保を頂戴しておりますので、尊重していただけるようにまとめないといけません。当会議は他の審議会と同じような、かくあるべしでピリオドと、内閣が受け取っておしまいということではなく、受け取っていただいて、閣議決定して最大限尊重するというものを頂戴できます。これが、私どもの会議が他の審議会等と違うところであります。

それで、最大限尊重したものが年度末、今度は政府計画の改定という形で閣議決定され、これが政府の政策になります。そこまでの一連の流れの中の答申だということでありまして。

記者 「文部科学省の義務教育改革に関する緊急提言」なんですけれども、これはもう文部科学省の方には提出されたということによろしいですか。

白石委員 はい。

記者 いつ付で提出されたのですか。

白石委員 これは、先週の金曜日にお持ちしていると思います。

司会 ほかに、御質問ございませんか。

なければ、以上にて記者会見を終了いたします。ありがとうございました。